

**平成 30 年度東川町一般会計予算における
引上げ分地方消費税収の使途の明確化について**

平成 25 年 10 月 1 日に閣議決定された「消費税率及び地方消費税率の引上げとそれに伴う対応について」により、消費税率（国・地方）については、平成 26 年 4 月から 8% へ引上げられ、地方消費税率についても 100 分の 25（消費税率換算 1%）から 63 分の 17（消費税率換算 1.7%）に引上げられました。

東川町では、引上げ分の地方消費税収を国の指示に基づき、社会保障施策に要する経費に充当しています。

■平成 30 年度引上げ分地方消費税交付金（見込額） 66,332 千円

事業名		経費	財源内訳				
			特定財源			一般財源	
			国・道 支出金	町債	その他	引上げ分の 地方消費税	その他
社会 福祉	高齢者福祉事業	11,995	541		36	5,000	6,418
	障害者地域支援事業	333,164	236,290		2,400	33,332	61,142
	母子福祉事業	39,833	6,138		1,534	15,000	17,161
保健 衛生	予防事業	31,805			3,864	13,000	14,941